

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十五年十一月十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十五年九月二十六日奈良県指令建第九二―九九号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十五年十一月八日建第八〇七七号

三 開発区域に含まれる地域

大和郡山市上三橋町二三一番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和郡山市上三橋町二八九番地

竹本喜典